

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。
ただし、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社30日未満に退職の場合	返戻金 支払った成功報酬の80%
入社30日以上60日未満に退職の場合	返戻金 支払った成功報酬の50%
入社60日以上90日未満に退職の場合	返戻金 支払った成功報酬の20%

東京都足立区古千谷本町2-1-25-302
株式会社プライマル